

山梨県公報

号外第十一号

令和八年

三月三十日

月 曜 日

目次

○山梨県等設置条例の一部を改正する条例……………	四
○山梨県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例……………	四
○山梨県常勤監査委員の給料及び旅費条例等の一部を改正する条例……………	五
○山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	七
○山梨県行政手続条例の一部を改正する条例……………	八
○山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例……………	八
○山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例……………	八
○山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………	二
○山梨県衛生環境研究所手数料条例の一部を改正する条例……………	一五
○山梨県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例等の一部を改正する条例……………	一六
○山梨県国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	一六
○山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例……………	一七
○山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………	二六
○山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	二六
○山梨県立証明事務手数料条例等の一部を改正する条例……………	二七
○山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………	二七
○山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例等の一部を改正する条例……………	二九
○山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………	三〇
○山梨県立美術館設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………	三二
○山梨県家畜保健衛生所手数料条例等の一部を改正する条例……………	三七
○山梨県建築基準法施行条例等の一部を改正する条例……………	三九
○山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	四九
○山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………	四九
○山梨県運輸適性検査手数料条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………	五〇
○山梨県森林総合研究所手数料条例を廃止する条例……………	五一

条例のあらまし

- 山梨県等設置条例の一部を改正する条例(条例第五号) (行政法務課)
 - 1 人口減少下における持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を一層推進するため、次の改正を行うこととした。
 - (一) 「地域デザイン・新交通基盤推進局」を設置する。
 - (二) 新価値・地域創造推進局を「新価値創造推進局」に改める。
 - 2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。
- 山梨県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例(条例第六号) (行政法務課)
 - 1 公益信託ニ関スル法律の全部改正に伴い、山梨県公益認定等審議会の委員の要件に、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者であることを加えることとした。
 - 2 この条例は、公益信託に関する法律の施行の日(令和八年四月一日)から施行することとした。
- 山梨県常勤監査委員の給料及び旅費条例等の一部を改正する条例(条例第七号) (人事課)
 - 1 最近の社会経済情勢等に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 常勤監査委員の給料の月額を引き上げる。
 - (二) 行政委員会の委員等の日額の報酬額を引き上げるとともに、一箇月当たりの報酬額の上限を撤廃する。
 - (三) 附属機関の委員の日額の報酬額を引き上げるとともに、日額制に加え、時間報酬制を導入する。
 - 2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第八号) (市町村振興課)
 - 1 知事の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする事務を拡大等するため、次の改正を行うこととした。
 - (一) 新たに市町村が処理することとする事務を次のとおり追加する。
 - (1) 児童福祉法に基づく事務
 - (2) 浄化槽法に基づく事務
 - (3) 山梨県障害者居住条例に基づく事務
 - (二) 調理師試験受験願書の受理に係る事務を指定試験機関へ委任することにより市町村に移譲している当該事務を廃止する。
 - 2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

改め、同表第五号中「二百四十円」を「二百六十円」に改める。

(山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例の一部改正)

第七条 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例(平成十三年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表中「四二〇円」を「四七〇円」に、「三四〇円」を「三八〇円」に、「一、二六〇円」を「一、四一〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に、「一七〇円」を「一九〇円」に、「六三〇円」を「七一〇円」に改める。

(山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第八条 山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例(平成十七年山梨県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「六四〇円」を「六九〇円」に、「二九〇円」を「三四〇円」に、「三八〇円」を「四二〇円」に、「三五〇円」を「四〇〇円」に、「四四〇円」を「四八〇円」に、「四〇〇円」を「四六〇円」に、「四九〇円」を「五四〇円」に改める。

別表第二号の表中「五、五〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改める。

(山梨県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部改正)

第九条 山梨県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例(令和四年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「二十万八千円」を「二十二万七千円」に、「二十六万七千円」を「二十九万九千円」に、「五十一万九千円」を「五十六万六千円」に改め、同表第二号中「畜舎等 七千円」を「畜舎等 七千六百円」に、「一万二千円」を「一万三千円」に、「畜舎等 一万九千円」を「畜舎等 二万九千円」に、「五万三千円」を「五万八千円」に、「十万千円」を「十一万九千円」に、「十四万三千円」を「十五万六千円」に、「二十万八千円」を「二十二万七千円」に、「二十六万七千円」を「二十九万九千円」に、「五十一万九千円」を「五十六万六千円」に改め、同表第三号中「十二万六千円」を「十三万九千円」に改め、同表第四号中「二万七千円」を「二万九千円」に改め、同表第五号中「十六万九千円」を「十七万四千円」に改める。

附則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県建築基準法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十五号

山梨県建築基準法施行条例等の一部を改正する条例

(山梨県建築基準法施行条例の一部改正)

第一条 山梨県建築基準法施行条例(昭和三十六年山梨県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「につき七千円」を「につき八千円」に、「一万二千円」を「一万三千円」に、「につき一万九千円」を「につき二万九千円」に、「五万九千円」を「十万九千円」に、「十萬千円」を「十一万三千円」に、「十四万三千円」を「十六万六千円」に、「二十万八千円」を「二十三万二千円」に、「二十六万七千円」を「二十九万八千円」に、「五十一万九千円」を「五十七万九千円」に改める。

別表第二第二号の表中「二万三千円」を「二万六千円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に、「一万二千円」を「一万三千円」に、「八千円」を「九千円」に改める。

別表第二第三号の表中「一万七千円」を「一万九千円」に、「一万円」を「一万千円」に改める。

別表第四中「十七万九千円」を「十九万九千円」に、「十二万九千円」を「十三万六千円」に、「二十二万四千円」を「二十五万二千円」に、「十四万八千円」を「十六万七千円」に、「二十五万六千円」を「二十八万八千円」に、「十六万二千円」を「十八万二千円」に、「三十三万七千円」を「三十七万九千円」に、「二十万三千円」を「二十二万九千円」に、「六十一万三千円」を「六十九万九千円」に、「三十三万九千円」を「三十八万二千円」に改める。

別表第五第一号の表中「一万六千円」を「一万八千円」に、「一万九千円」を「二万九千円」に、「二万五千円」を「二万八千円」に、「四万五千円」を「五万九千円」に、「四万三千円」を「四万八千円」に、「五万九千円」を「六万六千円」に、「五万六千円」を「六万二千円」に、「八万円」を「八万九千円」に、「七万五千円」を「八万四千円」に、「十二万七千円」を「十四万二千円」に、「十二万二千円」を「十三万六千円」に、「十九万九千円」を「二十二万二千円」に、「十九万四千円」を「二十一万七千円」に、「四十万三千円」を「四十五万九千円」に、「三十九万八千円」を「四十四万四千円」に改める。

別表第五第二号の表中「三万六千円」を「四万円」に、「三万五千円」を「三万九千円」に、「三万二千円」を「三万六千円」に改める。

別表第五第三号の表中「三万千円」を「三万五千円」に改める。

別表第六第一号の表中「一万六千円」を「一万八千円」に、「一万九千円」を「二万九千円」に、「二万四千円」を「二万七千円」に、「三万三千円」を「三万七千円」に改める。

に、「四万千円」を「四万六千円」に、「五万五千円」を「六万千円」に、「八万八千円」を「九万八千円」に、「十四万二千円」を「十五万八千円」に、「二十九万円」を「三十二万四千円」に改める。

別表第六第二号の表中「一万四千円」を「一万六千円」に、「二万円」を「一万千円」に改める。

別表第六第三号の表中「二万円」を「二万二千円」に改める。

別表第七の一の項中「十二万円」を「十三万千円」に改め、同表二の項中「五万円」を「五万五千円」に改め、同表三の項中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表四の項及び五の項中「三万三千円」を「三万六千円」に改め、同表六の項中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表七の項及び八の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表九の項中「十八万円」を「十九万七千円」に改め、同表十の項中「十二万円」を「十三万千円」に改め、同表十一の項中「十四万円」を「十五万四千円」に改め、同表十二の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表十三の項中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表十四の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表十五の項及び十六の項中「三万三千円」を「三万六千円」に改め、同表十七の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表十八の項中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表十九の項から二十一の項までの規定中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表二十二の項中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表二十三の項中「七万八千円」を「八万五千円」に、「二万八千円」を「三万千円」に改め、同表二十四の項中「六千四百円」を「七千円」に、「一万二千円」を「一万三千円」に改め、同表二十五の項から三十六の項までの規定中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表三十七の項及び三十八の項中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表三十九の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表四十の項から四十二の項までの規定中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表四十三の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表四十四の項及び四十五の項中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表四十六の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表四十七の項中「十二万円」を「十三万千円」に改め、同表四十八の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表四十九の項中「五万円」を「五万六千円」に、「二万八千円」を「三万千円」に改め、同表五十の項中「七万八千円」を「八万五千円」に、「二万八千円」を「三万千円」に改め、同表五十一の項中「十九万二千円」を「二十一万六千円」に、「二万八千円」を「三万千円」に改め、同表五十二の項中「二十二万円」を「二十四万七千円」に、「二万八千円」を「三万千円」に改め、同表五十三の項中「七万八千円」を「八万五千円」に、「二万八千円」を「三万千円」に改め、同表五十四の項中「二十二万円」を「二十四万七千円」に、「二万八千円」を「三万千円」に改め、同表五十五の項中「六千四百円」を「七千円」に、「二万二千円」を「二万三千円」に改め、同表五十六の項から五十九の項までの規定中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表六十の項中「十二万円」を「十三万千円」に改め、同表六十一の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表六十二の項から六十四の項までの規定中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表六十五の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表六十六の項中「三万三千円」を「三万六千円」に改め、同表六十七の項及び六十八の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改める。

（山梨県都市公園条例の一部改正）

第二条 山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表中「五〇、〇〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、五〇〇円」に改める。

別表第三第二号の表中「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に、「七七〇円」を「八四〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「九三〇円」を「一、〇〇〇円」に、「六九〇円」を「七六〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、三〇〇円」に

、「一〇円」を「一一円」に、「七円」を「八円」に、「一、四〇〇円」を

「一、五〇〇円」に、「四八円」を「五三円」に、「三六円」を「三九円」に、「七二円」を「七九円」に、「五三円」を「五八円」に、「九五円」を「一〇〇円」に、「七二円」を「七八円」に、「一九〇円」を「二一〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に、「四八〇円」を「五三〇円」に、「三六〇円」を「三九〇円」に、「九五〇円」を「一、〇〇〇円」に、「七一〇円」を「七八〇円」に、「四四円」を「四八円」に、「一一円」を「一二円」に、「八五〇円」を「九三〇円」に、

五〇〇円

」を「五五〇円」に、「四一〇円」を「四五〇円」に、「四四〇円」を「四八〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に改める。

別表第三第三号の表中

六〇〇円

六五〇円

に、「一四、六〇〇円

」を「一五、九〇〇円」に、「一一円」を「一二円」に、「八円」を「九円」に改める。

別表第四第一号の表中「二、八八〇円」を「三、一三〇円」に、「二八、八二〇円」を「三二、三〇〇円」に、「一、三二〇円」を「一、四八〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、「九九〇円」を「一、一一〇円」に、「九、九〇〇円」を「一一、一〇〇円」に改める。

別表第四第二号の表中「三八〇円」を「四三〇円」に改める。

別表第四第三号の表中「一、九八〇円」を「二、一八〇円」に改める。

別表第六第一号イの表洋弓場の項中「五八〇円」を「六三〇円」に、「七二〇円」を「七九〇円」に、「三六〇円」を「四〇〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇四〇円」に、「九三〇円」を「一、〇二〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二〇〇円」に、「一、四三〇円」を「一、六〇〇円」に、「四、一八〇円」を「四、五六〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、二八〇円」に、「二、三一〇円」を「二、五五〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二七〇円」に、「二三〇円」を「二五〇円」に、「一一〇円」を「一三〇円」に、「五〇円」を「六〇円」に改め、同表体育館（本館競技場）の項中「二六、三八〇円」を「二八、八〇〇円」に、「六六、〇〇〇円」を「七一、九〇〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇〇〇円」に、「九三〇円」を「一、〇〇〇円」に、「二、三一〇円」を「二、五〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二五〇円」に、「五、九四〇円」を「六、四四〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二二〇円」に、「九、二四〇円」を「一〇、一一〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇六〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「七、一九〇円」に、「七、三七〇円」を「八、〇四〇円」に、「三、六三〇円」を「四、〇二〇円」に、「二三〇円」を「二五〇円」に、「一一〇円」を「一三〇円」に、「五〇円」を「六〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「四三二、〇〇〇円」に、「八九、一〇〇円」を「九六、五〇〇円」に、「一四三、〇〇〇円」を「一五二、〇〇〇円」に、「一九八、〇〇〇円」を「二一六、〇〇〇円」に、「一一〇、

〇〇〇円」を「一二一、〇〇〇円」に改め、同表体育館（別館競技場）の項中「七三〇円」を「八〇〇円」に、「三六〇円」を「四〇〇円」に、「九一〇円」を「一、〇〇〇円」に、「四五〇円」を「五〇〇円」に、「二、四二〇円」を「二、五七〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二九〇円」に、「三、七四〇円」を「四、〇五〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇二〇円」に、「五、二八〇円」を「五、七六〇円」に、「二、六四〇円」を「二、八八〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二二〇円」に、「一、四三〇円」を「一、六一〇円」に、「三三〇円」を「三五〇円」に、「一一〇円」を「一三〇円」に、

一人につき 五〇円

一人につき 六〇円

改め、同表体育館（柔道場、剣道場及び弓道場）の項中「五八〇円」を「六三〇円」に、「七二〇円」を「七九〇円」に、「三六〇円」を「四〇〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇四〇円」に、「九三〇円」を「一、〇二〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二〇〇円」に、「一、四三〇円」を「一、六〇〇円」に、「四、一八〇円」を「四、五六〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、二八〇円」に、「二、三一〇円」を「二、五五〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二七〇円」に、「二三〇円」を「二五〇円」に、「一一〇円」を「一三〇円」に、「五〇円」を「六〇円」に改め、同号口の表中「六、六〇〇円」を「七、一九〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「八、三九〇円」に、「三、八五〇円」を「四、二〇〇円」に、「八、二五〇円」を「八、九九〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、

人につき 六〇円

一人につき 八〇円

に、「七、九二〇円」を「八、

六三〇円」に、「三、九六〇円」を「四、三三〇円」に、「九、二四〇円」を「一〇、〇七〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇四〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、七九〇円」に、「三四〇円」を「三七〇円」に、「一六〇円」を「一九〇円」に、「七〇円」を「九〇円」に改め、同号ハの表中「一、五四〇円」を「一、六八〇円」に、「七七〇円」を「八四〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、三六〇円」

に、「一、五四〇円」を「一、六八〇円」に、「二二〇円」を「一三〇円」に、「八三〇円」を「九一〇円」に、「四一〇円」を「四六〇円」に改める。

別表第六第二号イの表野球場の項中「二六、四〇〇円」を「二八、八〇〇円」に、「六六、〇〇〇円」を「七一、九〇〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇〇〇円」に、「九三〇円」を「一、〇〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二五〇円」に、「五、九四〇円」を「六、四四〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二二〇円」に、「九、二四〇円」を「一〇、一一〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇六〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「七、一九〇円」に、「七、三七〇円」を「八、〇四〇円」に、「三、六八〇円」を「四、〇二〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「四三二、〇〇〇円」に、「八九、一〇〇円」を「九六、五〇〇円」に、「一四三、〇〇〇円」を「一五二、〇〇〇円」に、「一九八、〇〇〇円」を「二一六、〇〇〇円」に、「二一〇、〇〇〇円」を「二二二、〇〇〇円」に改め、同表陸上競技場の項中「三九、六〇〇円」を「四三、二〇〇円」に、「九九、〇〇〇円」を「一〇七、九〇〇円」に、「二、七五〇円」を「三、〇〇〇円」に、「一、三二〇円」を「一、五〇〇円」に、「三、四一〇円」を「三、七五〇円」に、「一、六五〇円」を「一、八七〇円」に、「八、九一〇円」を「九、六五〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、八三〇円」に、「一四、三〇〇円」を「一五、二〇〇円」に、「七、一五〇円」を「七、五八〇円」に、「一九、八〇〇円」を「二一、六〇〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、七九〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一二、一〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「六、〇三〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「八九、一〇〇円」を「九六、五〇〇円」に、「一四三、〇〇〇円」を「一五二、〇〇〇円」に、「一九八、〇〇〇円」を「二一六、〇〇〇円」に、「一一〇、〇〇〇円」を「一二二、〇〇〇円」に改め、同表補助競技場の項中「一、四三〇円」を「一、五〇〇円」に、「七、一〇円」を「七、五〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、八三〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、四一〇円」に、「七、一五〇円」を「七、五八〇円」に、「三、五二〇円」を「三、七九〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、七九〇円」に、「四、九五〇円」を「五、四〇〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「六〇円」を「八〇円」に改め、同表庭球場の項中「八、三六〇円」を「九、一一〇円」に、「二〇、九〇〇円」を「二二、八〇〇円」に、「五八〇円」を「六三〇円」に、「七二〇円」を「七九〇円」に、「三六〇円」を「四〇〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇四〇円」に、「九三〇円」を「一、〇二〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二〇〇円」に、「一、四三〇円」

を「一、六〇〇円」に、「四、一八〇円」を「四、五六〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、二八〇円」に、「二、三一〇円」を「二、五五〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二七〇円」に改め、同表球技場の項中「九一〇円」を「一、〇〇〇円」に、「四五〇円」を「五〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二五〇円」に、「五五〇円」を「六二〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二二〇円」に、「一、四三〇円」を「一、六一〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇六〇円」に、「二、三一〇円」を「二、五三〇円」に、「六、六〇〇円」を「七、一九〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「三、七四〇円」を「四、〇二〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇一〇円」に改め、同表水泳プールの項中「七四、八〇〇円」を「八一、五〇〇円」に、「一八七、〇〇〇円」を「二〇四、〇〇〇円」に、「五、一七〇円」を「五、六六〇円」に、「二、五三〇円」を「二、八三〇円」に、「一六、五〇〇円」を「一八、二〇〇円」に、「八、二五〇円」を「九、一二〇円」に、「二六、四〇〇円」を「二八、六〇〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一四、三〇〇円」に、「三七、四〇〇円」を「四〇、八〇〇円」に、「一八、七〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇〇〇円」に、「九三〇円」を「一、〇〇〇円」に、「五、九四〇円」を「六、四四〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二二〇円」に、「九、二四〇円」を「一〇、一一〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇六〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「七、一九〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「六〇円」を「八〇円」に改め、同表体育館（本館競技場）の項中「三三、〇〇〇円」を「三六、〇〇〇円」に、「八二、五〇〇円」を「八九、九〇〇円」に、「二、三一〇円」を「二、五〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二五〇円」に、「二、八六〇円」を「三、二二〇円」に、「一、四三〇円」を「一、五六〇円」に、「七、三七〇円」を「八、〇四〇円」に、「三、六三〇円」を「四、〇二〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「六、〇五〇円」を「六、三三〇円」に、「二六、五〇〇円」を「二八、〇〇〇円」に、「八、二五〇円」を「八、九九〇円」に、「九、二四〇円」を「一〇、〇五〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇三〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、

一人につき	六〇円	を	一人につ
-------	-----	---	------

き 八〇円 」、 「三九六、〇〇〇円」を「四三二、〇〇〇円」に、「八九、一〇

〇円を「九六、五〇〇円」に、「一四三、〇〇〇円」を「一五二、〇〇〇円」に、「一九八、〇〇〇円」を「二二六、〇〇〇円」に、「一一〇、〇〇〇円」を「一二一、〇〇〇円」に、「五、九四〇円」を「六、五〇〇円」に改め、同表体育館（別館競技場）の項中「九一〇円」を「一、〇〇〇円」に、「四五〇円」を「五〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二五〇円」に、「五五〇円」を「六二〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二二〇円」に、「一、四三〇円」を「一、六一〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇六〇円」に、「二、三一〇円」を「二、五三〇円」に、「六、六〇〇円」を「七、一九〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「三、七四〇円」を「四、〇二〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇一〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「六〇円」を「八〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇五〇円」に改め、同表体育館（トレーニング室）の項中「五八〇円」を「六三〇円」に、「七二〇円」を「七九〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇四〇円」に、「九三〇円」を「一、〇二〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二〇〇円」に、「一、四三〇円」を「一、六〇〇円」に、「四、一八〇円」を「四、五六〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、二八〇円」に、「二、三一〇円」を「二、五五〇円」に、「一、二一〇円」を「一、二七〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「六〇円」を「八〇円」に、「七四〇円」を「八二〇円」に改め、同表武道館（競技場）の項中「三三、〇〇〇円」を「三六、〇〇〇円」に、「八二、五〇〇円」を「八九、九〇〇円」に、「二、三一〇円」を「二、五〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二五〇円」に、「二、八六〇円」を「三、一二〇円」に、「一、四三〇円」を「一、五六〇円」に、「七、三七〇円」を「八、〇四〇円」に、「三、六三〇円」を「四、〇二〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「六、〇五〇円」を「六、三二〇円」に、「一六、五〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「八、二五〇円」を「八、九九〇円」に、「九、二四〇円」を「一〇、〇五〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇三〇円」に、「五、九四〇円」を「六、五〇〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「一、二六〇円」に、

一人につき 六〇円

一人につき 八〇円

を

に、「三九六、〇〇〇円」を「四三二、〇〇〇円」に、「八九、一〇〇円」を「九

六、五〇〇円」に、「一四三、〇〇〇円」を「一五二、〇〇〇円」に、「一九八、〇〇〇円」を「二一六、〇〇〇円」に、「一一〇、〇〇〇円」を「一二一、〇〇〇円」に改め、同表武道館（第一武道場、第二武道場、弓道場及び相撲場）の項中「九一〇円」を「一、〇〇〇円」に、「四五〇円」を「五〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二五〇円」に、「五五〇円」を「六二〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二二〇円」に、「一、四三〇円」を「一、六一〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇六〇円」に、「二、三一〇円」を「二、五三〇円」に、「六、六〇〇円」を「七、一九〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「三、七四〇円」を「四、〇二〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇一〇円」に、「二、〇一〇円」を「二、〇五〇円」に、「八八〇円」を「九六〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「六〇円」を「八〇円」に改め、同表武道館（トレーニング室）の項中「三三〇円」を「三六〇円」に、「一六〇円」を「一八〇円」に、「七〇円」を「九〇円」に改め、同表クライミング場の項中「九、八七〇円」を「一一、一〇〇円」に、「二四、六七〇円」を「二七、七〇〇円」に、「六六〇円」を「七七〇円」に、「三三〇円」を「三九〇円」に、「八一〇円」を「九六〇円」に、「四〇〇円」を「四八〇円」に、「二、一六〇円」を「二、四八〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、二四〇円」に、「三、四三〇円」を「三、八九〇円」に、「一、七一〇円」を「一、九五〇円」に、「四、九三〇円」を「五、五四〇円」に、「二、四六〇円」を「二、七七〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、九三〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四七〇円」に、

一人につき 四〇〇円

一人に

つき 四六〇円 に、「二二〇〇円」を「二三〇〇円」に、「九〇円」を「一一〇円」

に、「二四八、〇三〇円」を「二六六、〇〇〇円」に改め、同号口の表中「一一、七九〇円」を「一二、九〇〇円」に、「七、八六〇円」を「八、六〇〇円」に、「三、九三〇円」を「四、三〇〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、一六〇円」に、「あつ

ては、七九〇円を「あつては、八七〇円」に、「三一、四三〇円」を「三四、四〇

〇円」に、

一人につき 七九〇円
団体にあつては、
五二〇円

を

一人につき 八七〇円
団体にあつては、
五八〇円

に、「二

三、五七〇円を「二五、八〇〇円」に、「四七〇円」を「五二〇円」に、「三三〇
円」を「二五〇円」に、「一四、一四〇円」を「一五、四八〇円」に、「三〇、八〇
〇円」を「三四、〇〇〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に改め、
同号ハの表中「四一〇円」を「四六〇円」に、「八三〇円」を「九一〇円」に、「五
〇〇円」を「五七〇円」に改める。

別表第六第三号イの表野球場の項中「二六、四〇〇円」を「二八、八〇〇円」に、
「六六、〇〇〇円」を「七一、九〇〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇〇〇円」
に、「九三〇円」を「一、〇〇〇円」に、「五、九四〇円」を「六、四四〇円」に、
「二、九七〇円」を「三、二二〇円」に、「九、二四〇円」を「一〇、一一〇円」
に、「四、六二〇円」を「五、〇六〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一四、四〇〇
円」に、「六、六〇〇円」を「七、一九〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「四三
二、〇〇〇円」に、「八九、一〇〇円」を「九六、五〇〇円」に、「一四三、〇〇〇
円」を「一五二、〇〇〇円」に、「一九八、〇〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に改
め、同表陸上競技場の項中「三五、二〇〇円」を「三八、四〇〇円」に、「八八、〇
〇〇円」を「九五、九〇〇円」に、「二、四二〇円」を「二、六六〇円」に、「一、
二二〇円」を「一、三三〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、三三〇円」に、「一、
五四〇円」を「一、六七〇円」に、「七、九二〇円」を「八、五八〇円」に、「三、
九六〇円」を「四、二九〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二三、五〇〇円」に、
「六、〇五〇円」を「六、七四〇円」に、「一七、六〇〇円」を「一九、二〇〇円」
に、「八、八〇〇円」を「九、五九〇円」に、「九、七九〇円」を「一〇、七二〇円」
に、「四、八四〇円」を「五、三六〇円」に、「二八〇円」を「三二〇円」に、「一四〇
円」を「一六〇円」に、

一人につき 六〇円

一人につき 八〇円

に、「三九六、〇〇〇円」を「四三二、〇〇〇円」に、「八九、一〇〇円」を「九

六、五〇〇円」に、「一四三、〇〇〇円」を「一五二、〇〇〇円」に、「一九八、〇
〇〇円」を「二一六、〇〇〇円」に、「一一〇、〇〇〇円」を「一二一、〇〇〇円」
に改め、同表屋内練習走路の項中「四一〇円」を「四六〇円」に、「二〇〇円」を
「二三〇円」に、「五一〇円」を「五七〇円」に、「三五〇円」を「二九〇円」に、
「一、三二〇円」を「一、四七〇円」に、「六六〇円」を「七四〇円」に、「二、〇
九〇円」を「二、三一〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、一六〇円」に、「二、九
七〇円」を「三、二九〇円」に、「一、四三〇円」を「一、六四〇円」に、「一、六
五〇円」を「一、八四〇円」に、「八二〇円」を「九一〇円」に、「二八〇円」を「三二
〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、

一人につき 六〇円

一人

につき 八〇円

に改め、同表球技場の項中「二六、五〇〇円」を「二八、〇〇〇

円」に、「四一、八〇〇円」を「四五、六〇〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二
七〇円」に、「六〇〇円」を「六三〇円」に、「三、七四〇円」を「四、〇八〇円」
に、「一、八七〇円」を「二、〇四〇円」に、「五、八三〇円」を「六、四〇〇円」
に、「二、八六〇円」を「三、二〇〇円」に、「八、三六〇円」を「九、一一〇円」
に、「四、一八〇円」を「四、五六〇円」に改め、同表体育館（本館競技場）の項中
「三三、〇〇〇円」を「三六、〇〇〇円」に、「八二、五〇〇円」を「八九、九〇〇
円」に、「二、三一〇円」を「二、五〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二五〇
円」に、「二、八六〇円」を「三、一二〇円」に、「一、四三〇円」を「一、五六〇
円」に、「七、三七〇円」を「八、〇四〇円」に、「三、六三〇円」を「四、〇二〇
円」に、「二二、一〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「六、〇五〇円」を「六、三
二〇円」に、「一六、五〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「八、二五〇円」を
「八、九九〇円」に、「九、二四〇円」を「一〇、〇五〇円」に、「四、六二〇円」
を「五、〇三〇円」に、「二八〇円」を「三二〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に

一人につき 六〇円

一人につき 八〇円

に、「三九六、〇〇〇

〇円」を「三五〇円」に、「四一〇円」を「四六〇円」に改める。

円」を「四三二、〇〇〇円」に、「八九、一〇〇円」を「九六、五〇〇円」に、「四三、〇〇〇円」を「一五二、〇〇〇円」に、「一九八、〇〇〇円」を「二二六、〇〇〇円」に、「一一〇、〇〇〇円」を「二二一、〇〇〇円」に改め、同表体育館(別館競技場)の項中「九一〇円」を「一、〇〇〇円」に、「四五〇円」を「五〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二五〇円」に、「五五〇円」を「六二〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二二〇円」に、「一、四三〇円」を「一、六一〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇六〇円」に、「二、三一〇円」を「二、五三〇円」に、「六、六〇〇円」を「七、一九〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「三、七四〇円」を「四、〇二〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇一〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「六〇円」を「八〇円」に改め、同表体育館(トレーニンング室)の項中「五八〇円」を「六三〇円」に、「七二〇円」を「七九〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇四〇円」に、「九三〇円」を「一、〇二〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二〇〇円」に、「一、四三〇円」を「一、六〇〇円」に、「四、一八〇円」を「四、五六〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、二八〇円」に、「二、三一〇円」を「二、五五〇円」に、「一、二一〇円」を「一、二七〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「六〇円」を「八〇円」に改め、同表フリーウエイトトレーニンング室(トレーニンング室)の項中「六〇〇円」を「六七〇円」に、「二九〇円」を「三三〇円」に、「七五〇円」を「八四〇円」に、「三七〇円」を「四二〇円」に、「一、九八〇円」を「二、一五〇円」に、「九九〇円」を「一、〇八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、三八〇円」に、「一、五四〇円」を「一、六九〇円」に、「四、三四〇円」を「四、八一〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、四一〇円」に、「二、四二〇円」を「二、六九〇円」に、「一、二二〇円」を「一、三四〇円」に、「三三〇円」を「三七〇円」に、「二六〇円」を「二八〇円」に、

一人につき 七〇円

一人につき 九〇円

に改め、同号口の表中「五〇〇円」を「五七〇円」に、「三〇〇円」を「三三〇円」に、「二六〇円」を「二八〇円」に、

〇円」を「三五〇円」に、「四一〇円」を「四六〇円」に改める。

別表第六第四号イの表ラグビー場(メイン)の項中「一五、二三〇円」を「一七、一〇〇円」に、「三八、〇八〇円」を「四二、八〇〇円」に、「一、〇六〇円」を「一、一九〇円」に、「五二〇円」を「五九〇円」に、「三、四一〇円」を「三、八三〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、九一〇円」に、「五、三四〇円」を「六、〇二〇円」に、「二、六七〇円」を「三、〇一〇円」に、「七、六二〇円」を「八、五六〇円」に、「三、八〇〇円」を「四、二八〇円」に改め、同表ラグビー場(サブ)の項中「一三、四二〇円」を「一五、一〇〇円」に、「三三、五二〇円」を「三七、七〇〇円」に、「九三〇円」を「一、〇五〇円」に、「四六〇円」を「五二〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、三七〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六九〇円」に、「四、七〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「二、三五〇円」を「二、六五〇円」に、「六、七一〇円」を「七、五四〇円」に、「三、三五〇円」を「三、七七〇円」に改め、同号口の表中「三〇〇円」を「三五〇円」に、「四一〇円」を「四六〇円」に改める。

一艇につき 一、六五〇円

一艇につき 一、八〇〇円

一〇円」を「一三〇円」に、「三六〇円」を「四〇〇円」に、「六〇〇円」を「六三〇円」に、「八二〇円」を「九〇〇円」に、

一艇につき 五〇円

につき 六〇円

に、「一七〇円」を「二〇〇円」に、「二九〇円」を「三二〇円」

「に、
 「一艇につき 四〇〇円」を「一艇につき 四五〇円」に改め、同号

口の表中「三〇〇円」を「三五〇円」に改める。

別表第六第六号イの表中「二、六五〇円」を「二、八九〇円」に、「四、一九〇円」を「四、五七〇円」に、「六、八四〇円」を「七、四六〇円」に、「四、〇一〇円」を「四、三八〇円」に改め、同号口の表中「一、九二〇円」を「二、一〇〇円」に、「二、五六〇円」を「二、七九〇円」に、「六、四一〇円」を「六、九九〇円」に、「六四〇円」を「七一〇円」に、「八五〇円」を「九四〇円」に、「二、一四〇円」を「二、三四〇円」に改める。

別表第六第七号の表中「五〇〇円」を「五五〇円」に、「六、〇三〇円」を「六、七六〇円」に、「二五〇円」を「二八〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、三九〇円」に、「二二〇円」を「二四〇円」に、「一、三八〇円」を「一、五五〇円」に改める。

別表第六第八号の表中「三五〇円」を「三九〇円」に、「四〇〇円」を「四六〇円」に改める。
 別表第六第九号の表利用料金限度額の欄を次のように改める。

利用料金限度額	
	二、〇四〇円
	四、〇八〇円
	六、一二〇円
	八、〇三〇円
	二、〇四〇円
	一四〇円

	三〇〇円
	一〇〇円
	一、三二〇円
	二、〇四〇円
	二、一〇〇円
	一、三二〇円
	三、五七〇円
	九、八二〇円
(文字のみを表示する場合にあつては、四、九一〇円)	四、〇八〇円
	四、〇八〇円
	四四〇円
	四四〇円
	一四〇円
	七〇円
	七〇円

一四〇円
一、〇一〇円
一、〇一〇円
二二〇円
一四〇円
一、〇一〇円
一四〇円
三二七〇円
三二七〇円
三二七〇円
一四〇円
一四〇円
七〇円
二、〇四〇円
七〇円
二、六四〇円
一四〇円

一、〇一〇円
一、〇一〇円
二、〇四〇円
七四〇円
一五〇円
一五〇円
一、〇四〇円
一五〇円
一五〇円
一、〇四〇円
一五〇円
一五〇円
七、五五〇円
一、〇四〇円
三八〇円
二六〇円
四〇〇円
一、〇九〇円

三六〇円
二四〇円
三六〇円
一二〇円
三〇〇円
一二〇円
二四〇円
二四〇円

別表第六第十号の表中「三一、四三〇円」を「三五、二〇〇円」に、「二〇、九五〇円」を「二三、五〇〇円」に、「一〇、四八〇円」を「一一、七〇〇円」に、「七、〇二〇円」を「七、八七〇円」に、「四八、四〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三六、二〇〇円」に、「二六、五〇〇円」を「一八、一〇〇円」に、「六、四九〇円」を「七、一一〇円」に、「二三、一〇〇円」を「二五、六〇〇円」に、「一四、三〇〇円」を「一五、八〇〇円」に、「七、〇四〇円」を「七、七九〇円」に、「二、四二〇円」を「二、六八〇円」に、「七二〇円」を「八〇〇円」に、「一、七六〇円」を「一、九三〇円」に、「八八〇円」を「九六〇円」に改める。

別表第六第十一号の表中「一、九八〇円」を「二、一六〇円」に、「一四、一四〇円」を「一五、七九〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に改める。

第三條 (山梨県宅地開発事業の基準に関する条例の一部改正)

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和四十八年山梨県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「一九〇、〇〇〇円」を「二一〇、〇〇〇円」に、「二六〇、〇〇〇円」を「二九〇、〇〇〇円」に改める。

(山梨県屋外広告物条例の一部改正)

第四條 山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第三項中「一万円」を「一万二千三百十円」に改め、同条第四項中「千

円」を「千三百円」に改める。

別表第二中「四七〇円」を「五一〇円」に、「六〇〇円」を「七八〇円」に、「一、二九〇円」を「一、四一〇円」に、「二、六八〇円」を「二、九二〇円」に、「二

二〇円」を「二九〇円」に、「一、二五〇円」を「一、三六〇円」に、

一平方メ
一基につ
五本まで
一平方メ

一トルまでごとに	四〇〇円
き	一、七一〇円
ごとに	一、〇〇〇円
一トルまでごとに	四〇〇円

一平方メートルまでごとに	四四〇円
一基につき	一、二三〇円
五本までごとに	一、三〇〇円
一平方メートルまでごとに	五二〇円

改める。

第五條 (山梨県流水占用料等に関する条例の一部改正)

山梨県流水占用料等に関する条例(平成十二年山梨県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「五四〇円」を「五九〇円」に、「三、八五〇円」を「四、二〇〇円」に改める。

別表第二号の表中「一八〇円」を「二〇〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に、「六〇円」を

「七〇円」に、

八〇円

を

九〇円

に、「一一〇円」を「一二〇円」に